

「大阪府・大阪市税務事務連携協議会 設置要綱」新旧対照表

改正案	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）の税務事務について、強固な連携・協力体制を構築することにより、住民サービスの向上、効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収及び税収確保を図るため、情報共有を図り、具体的な連携方策等を協議する大阪府・大阪市税務事務連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 府・市の税務事務の連携に関する事項</p> <p>(2) 地方税の適正な賦課徴収の確保に必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は大阪府財務部税務局長、副会長は大阪市財政局税務総長とする。</p> <p>3 会長は、協議会を主宰し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長が代行するものとする。</p> <p>4 会長は、必要に応じ、構成員の一部または全部を招集し、協議会の会議（以下「会議」という。）を開催することができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 協議会の円滑な運営に資するため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の所掌事務及び構成員については、別に定めるものとする。</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容に個人情報など、大阪府情報</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）の税務事務について、強固な連携・協力体制を構築することにより、住民サービスの向上、効率的な事務運営、適正・公平な賦課徴収及び税収確保を図るため、情報共有を図り、具体的な連携方策等を協議する大阪府・大阪市税務事務連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 府・市の税務事務の連携に関する事項</p> <p>(2) 地方税の適正な賦課徴収の確保に必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。</p> <p>2 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は大阪府財務部税務局長、副会長は大阪市財政局税務総長とする。</p> <p>3 会長は、協議会を主宰し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長が代行するものとする。</p> <p>4 会長は、必要に応じ、構成員の一部または全部を招集し、協議会の会議（以下「会議」という。）を開催することができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 協議会の円滑な運営に資するため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の所掌事務及び構成員については、別に定めるものとする。</p> <p>(運営)</p> <p>第5条 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容に個人情報など、大阪府情報</p>

公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）第 8 条各号及び第 9 条各号並びに大阪市  
情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「非公  
開情報」という。）が含まれる場合、その他会議を公開することが適当でない認め  
られる場合は、これを例外的に非公開とすることができる。

2 会議の公開又は非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。

3 会議の議事概要及び関係資料等（非公開情報に係るものを除く。）は、会議  
終了後速やかに公表する。なお、前項の規定により会議を非公開とした場合  
は、その理由も併せて公表する。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、大阪府財務部税務局徴税対策課並びに大阪市財政局税  
務部管理課に置く。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会で定  
める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）第 8 条各号及び第 9 条各号並びに大阪市  
情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「非公  
開情報」という。）が含まれる場合、その他会議を公開することが適当でない認め  
られる場合は、これを例外的に非公開とすることができる。

2 会議の公開又は非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。

3 会議の議事概要及び関係資料等（非公開情報に係るものを除く。）は、会議  
終了後速やかに公表する。なお、前項の規定により会議を非公開とした場合  
は、その理由も併せて公表する。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は、大阪府財務部税務局徴税対策課並びに大阪市財政局税  
務部管理課に置く。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会で定め  
る。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

別表（第3条関係）

大阪府財務部	大阪市財政局
税務局長（会長）	税務総長（副会長）
税務局税政課長	税務部長
税務局税政課参事	税務部管理課長
税務局税政課総務補佐	<u>税務部税務企画担当課長</u>
税務局税政課税務企画補佐	税務部課税課長
税務局徴税対策課長	税務部固定資産税担当課長
税務局徴税対策課事業税補佐	税務部収税課長
税務局徴税対策課不動産補佐	
税務局徴税対策課自動車税補佐	
税務局徴税対策課納税補佐	

別表（第3条関係）

大阪府財務部	大阪市財政局
税務局長（会長）	税務総長（副会長）
税務局税政課長	税務部長
税務局税政課参事	税務部管理課長
税務局税政課総務補佐	<u>税務部システム等担当課長代理</u>
税務局税政課税務企画補佐	税務部課税課長
税務局徴税対策課長	税務部固定資産税担当課長
税務局徴税対策課事業税補佐	税務部収税課長
税務局徴税対策課不動産補佐	
税務局徴税対策課自動車税補佐	
税務局徴税対策課納税補佐	